

令和8年度グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、グリーン経営を推進する認証制度に対し新規登録又は更新登録をした北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付することとし、もって環境対策を推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

（助成対象）

第3条 申請時に北ト協会員である事業所を対象とし会費未納等が無いものとする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に登録したものを助成対象とする。

2 助成金の交付は一事業者につき一事業所の新規登録又は更新登録とする。

なお、新規登録時に助成を受けた事業所及び前回更新時に助成を受けた事業所も助成対象とする。

（対象期間）

第4条 本助成は、対象期間を令和8年2月28日から令和9年2月28日までとし、認証取得日（登録証の新規登録日または更新登録日）がこの期間内であるものを対象とする。

（助成金額）

第5条 助成金の交付額は認証機関に支払ったグリーン経営の新規登録又は更新登録に要した費用のうち新規登録100,000円、更新70,000円とし、要した費用の合計がこの額に満たないときはその金額とする。

（助成金の請求）

第6条 会員は、助成金を請求する場合、北ト協に必要事項を記入した以下の書類を提出しなければならない。

（1） 北ト協で定めた各様式

（i）様式1「グリーン経営認証制度促進助成金実績報告書」

(2) 添付書類

- (i) 新規登録・更新登録ともに「グリーン経営認証登録証」の写し
- (ii) 新規登録・更新登録ともに請求書の写し
 - ※ただし、1事業者で複数の事業所をまとめて認定されている場合、「明細書」および「審査登録対象事業所一覧表」を追加で提出すること。
- (iii) 新規登録・更新登録ともに領収書等の写し

(申請期間)

第7条 令和8年2月28日から令和9年2月28日（北ト協必着）までとする。

- 2 第1項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(助成金交付)

第8条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

- 2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任について、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成28年4月1日)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より施行する。

(附則) (平成29年4月1日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より施行する。

(附則) (平成30年4月1日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より施行する。

(附則) (2019年4月1日)

第1条 本要綱は2019年4月1日より施行する。

(附則) (令和2年3月23日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より施行する。

(附則) (令和3年3月23日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日より施行する。

(附則) (令和4年3月24日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より施行する。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日より施行する。

(附則) (令和8年3月23日)

第1条 本要綱は令和8年4月1日より施行する。